

保護者及び地域のみなさまへ

# 教職員の働き方改革に

ご理解とご協力を！

～みんなで変わろう！変えよう！子どもたちの未来のために～

## 保護者及び地域のみなさまへのお願い

よろしくお願いします



### ○夜間や休日、学校閉庁日の電話対応にご協力を！

夜間や休日、学校閉庁日には電話がつながりません。その際は、翌日以降の勤務時間にご連絡をお願いします。



### ○登校時間の見直しにご協力を！

児童生徒の安全確保のため、教職員が出勤していない早い時間帯の登校はお控えください。



### ○学校・地域行事等の見直しにご協力を！

これまで続けてきた恒例の行事であっても、大胆に見直すことがあります。



### ○時間外の緊急対応等にご理解・ご協力を！

勤務時間以外の児童生徒の事件・事故等の緊急時は、警察・救急・消防等の関係機関までご連絡ください。



### ○部活動指導へのご理解を！

県教委が定めたガイドラインに基づき、休養日の設定、活動時間に上限を設けるなどしています。



## 背景

福島県教育委員会では、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革していく「学びの変革」を進めています。その実現のためには、授業の準備や自己研さんに時間を割くことができない状況に陥っている「学校の在り方」も変革する必要があります。教職員が長時間の勤務によって、負担感や疲労感を抱えたまま授業等しなくてはならない状況は、教育の質を低下させ子どもたちに悪影響を及ぼします。子どもたちと教職員の Well-being（一人一人の多様な幸せおよび社会全体の幸せ）の実現のために保護者・地域のみなさまにおかれましても、ご理解とご協力をお願いします。

# 教職員の勤務の実態をご存じですか？

## 教職員の1日のスケジュールの例



\*業務内容は学校種によって異なります。

- 教職員の勤務時間は原則として8:15~16:45（\*1）です。
- 早朝や16:45以降は勤務時間外となります。

\*1 勤務時間は学校によって異なります。

## 教職員の勤務の現状



\*令和5年度教員の勤務実態調査結果より



- 小学校では4割、中学校では6割近く、高校では5割、特別支援学校では2割の教職員が基準（\*2）を超えて時間外勤務をしています。
- 中学校では4人に1人、高校では5人に1人過労死ライン（\*3）を超えています。

\*2 基準：1ヶ月当たり45時間

\*3 過労死ライン：1ヶ月80時間

**子どもたちの未来のために、働き方改革に対するみなさまのご理解とご協力をお願いします！**

福島県  
教育委員会



**教職員働き方改革アクションプラン（令和6年度～令和10年度）**

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70014a/taboukakaisyou.html>

